

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によつて、届出があつた。

平成二十三年二月三日

広島県東部農林水産事務所長 藤 本 隆 文

事業主体	地区名	事業名	完了年月日
福山市	西ノ迫	ため池等整備事業	平成二十二年三月三二日
福山市	本谷新	ため池等整備事業	平成二十三年一月二六日
福山市	矢ノ迫	鳥獣侵入防止施設整備事業	平成二十二年三月三〇日